

みぞかポイント一般規約

みぞかポイントに参加登録した個人（以下、‘会員’とする）は、この一般規約に定められた規則や条件（以下、‘規約’とする）、および運送約款に従うものとします。規約中の‘AMX’は、天草エアライン株式会社を意味するものとします。

1条 入会資格

みぞかポイント会員は、満12歳以上の者に限ります。

2条 みぞかポイント会員の登録住所

会員が登録可能な住所は、日本国内の会員の自宅住所、および勤務先住所に限ります。

3条 ポイント加算の条件

ポイント加算は、ポイント加算対象運賃で購入された会員本人名義の航空券（有償航空券）により、会員本人が規約・運送約款等の条件に従ってご搭乗いただいた場合に限り、当該航空券に基づいて行われます。会員が、航空券の第三者への譲渡等、規約・運送約款に反する行為を行った場合、または、試みた場合には、ポイントの積算は行われません。

4条 ポイント加算対象運賃

すべての公示運賃と、その他有償運賃

5条 ポイントの加算

みぞかポイントへログインした状態でご予約いただいた場合、搭乗の実績に応じて自動でポイントが加算されます。

天草ー福岡：1ポイント 天草ー熊本：1ポイント 熊本ー大阪：2ポイント

6条 ポイント加算の事後登録申請

会員がポイント加算の事後登録申請を希望する場合は、下記方法により申請が可能です。

A：AMX ホームページ上からみぞかポイント会員専用ページにログイン後、事後登録申請を行う。

B：事後登録申請書にみぞかポイントカードと搭乗後6カ月以内の搭乗券半券を添付の上、ご郵送いただくかもしくは天草空港カウンターへご持参いただく。

7条 ポイントの有効期限

ポイントの有効期限は最後に利用（ポイント加算や特典航空券利用）された日より1年間とします。1年間ポイント数の変動がなかった場合、ポイントは失効します。

8条 特典航空券利用の資格

特典航空券は、会員本人、および以下の方の中から会員が利用者を指定してご利用いただけます（以下、‘指定利用者’とする）。会員の2親等以内である配偶者、会員の父母、祖父母、兄弟姉妹、兄弟姉妹の配偶者、子、子の配偶者、孫、孫の配偶者、配偶者の父母、配偶者の祖父母、配偶者の兄弟姉妹

9条 特典航空券の予約・変更

会員または指定利用者が特典航空券の利用を希望する場合、会員本人、または会員の登録情報を所持する指定利用者が手続きを行わなくてはなりません。搭乗予定日より5日前までに予約の申し込みがない場合、特典航空券での利用は出来ません。また、すでに特典航空券で予約済みの旅程を変更される場合も、変更を希望される搭乗予定日より5日前までに変更手続きが必要となります。

10条 特典航空券の利用とポイントの減算

特典航空券で利用するポイントは、AMX 予約センターにおける予約の申し込み時に、下記の搭乗区間分のポイント数を減算いたします。搭乗券は搭乗日当日に出発地空港カウンターにて、予約時に発行される予約番号と搭乗者氏名を確認後にお渡しいたします。尚、ご利用に際し身分証の提示を求める場合があります。また会員あるいは指定利用者が搭乗券をお受け取り頂いた時点でポイントの減算は正当だったものと見なします。

天草ー福岡：20ポイント 天草ー熊本：10ポイント 熊本ー大阪：30ポイント

11条 特典航空券利用日搭乗制限期間（多客期等）は、特典航空券は利用できません。予約時に特典航空券利用のお申し出がなかった場合もご利用いただけません。

12条 会員の管理・管轄

会員のポイントプログラムの管理・管轄は、みぞかポイント事務局にて行います。

13条 住所変更

会員は、会員のポイントカード登録住所に関わる全ての変更を、みぞかポイント事務局に通知する必要があります。その際、AMX は住所変更を示す証明書を求める場合があります。会員による登録住所変更の通知がない場合、AMX からの郵便物に、到着の遅延あるいは紛失が生じても、AMX は一切責任を負いません。また、AMX は以後会員に連絡を取ったり、ダイレクトメールを送付したりする義務を負わないものとします。

14条 会員のデータ変更

会員の個人データに変更が生じた場合、会員は変更事項について、書面もしくはホームページ上の会員専用ページより AMX に通知する必要があります。その際、AMX は会員に対し、変更事項を証明する書面の提出を要求する場合があります。会員からの変更通知の不備、あるいは誤りが原因で、ダイレクトメールなどの不達等が生じても、AMX は一切の責任を負いません。

15条 会員の二重登録

みぞかポイントの会員番号は1名につき、1番号とします。会員が複数の会員番号を所持していることが判明した場合、AMX は会員番号を一つに統合する権利を有します。また、会員登録が複数にわたっていたためにポイントが二重に加算されている、または、加算ポイントに超過がある場合、会員のポイントより超過分のポイント数を差し引き、適正なポイント数に訂正いたします。

16条 ポイントの合算

ポイントを会員間で共有、合算、および譲渡することはできません。

17条 運航イレギュラー時の取り扱い

A：積算対象便に搭乗予定であっても、悪天候、整備上のイレギュラー、運航の中止、遅延などの理由でその便に搭乗できない場合、ポイントを積算することはできません。

B：特典航空券での旅行中に、空港あるいは運航上のイレギュラーが生じた場合、他航空会社の航空券、宿泊、地上運送機関にかかる費用は、すべて会員または指定利用者の負担となります。その際、旅行者に対し、その費用を現金あるいはポイントで補償することはできません。また、特典航空券をご利用の会員あるいは指定利用者に対し、AMX は一切の損害補償責任を負いません。

C：空港あるいは運航上のイレギュラーが生じたため、使用できなかった特典航空券分のポイントについて、会員は、ポイントの返還を要求することができます。その際会員は、ポイントの返還請求をイレギュラーが生じた当日、各空港カウンターにてお申し込みください。空港あるいは運航上のイレギュラーが生じた場合、会員に返還されるポイント数は、当該イレギュラーが発生した区間の相当分のポイント数となり、また、イレギュラーが発生した区間のみが返還の対象となります。

18条 座席数の不足による搭乗拒否の際の補償

A：特典航空券で旅行中の会員あるいは指定利用者が、座席数の不足によりご搭乗いただけない事態が発生する場合、補償の対象とはなりません。AMX は、AMX 便あるいはその他交通機関を手配するよう努力します。

B：この場合、ご搭乗いただけなかった会員に対し、未使用分のポイント数を返還することが可能となります。その際は、ポイントの返還請求を当日、各空港カウンターにてお申し込みください。他の AMX 便あるいは AMX の手配したその他交通機関を利用される場合は、ポイントの返還はいたしません。

C：会員に返還されるポイント数は、ご搭乗いただけない事態が発生した区間のポイント数となります。複数の特典区間を組み合わせご利用いただいている場合でも、会員に返還されるポイント数を換算する際は、ご搭乗いただけなかった区間のみが対象となります。

19 条 他社便への搭乗振り替え

搭乗便の遅延、運航の中止、その他運航上のイレギュラーなどのいかなる場合も、AMX は特典航空券をご利用の会員あるいは指定利用者に対し、他社便・その他交通機関への振り替え・手配を行う義務はありません。但し、状況が許す限り、特典航空券で搭乗可能な AMX 便またはその他交通機関をご案内致します。

20 条 税金および手数料

空港使用料、空港管理税や手数料など、特典航空券の入手、および使用に際して発生する税金や手数料などについて、その費用の発生と支払いの責任は、すべて会員あるいは指定利用者が有するものとします。また会員あるいは指定利用者は特典航空券の利用によって生じた利益や特典について評価・課税する税金に関しては、みぞかポイントへの入会と同時に、AMX および AMX の責任者、役員、代理人、従業員に対する法的責任の免除に同意するものとされます。

21 条 変更の告知

以下に示す変更が生じる場合、AMX は会員に対し、3 カ月前までに変更の告知を行います（ただし、会員資格を失った場合を除く）。

A：ポイント加算対象運賃変更・停止

B：路線ごとのポイント加算数変更・停止（路線の廃止および路線の休止の場合を除く）

C：特典航空券の廃止

D：特典航空券の申請に関わる条件

本条および本規約 23、30 条以外の規約内容については、事前の予告なしに変更または改定される場合があります。

22 条 販売促進用資料送付の権利

AMX は会員に対し、販売促進用資料、ダイレクトメール、およびその他の宣伝用資料を送る権利があります。

23 条 みぞかポイントの終了通知

みぞかポイントを終了する場合、AMX は 6 カ月前までに会員に通知します。みぞかポイント終了のその日から、ポイントの積算は中止となります。終了の通知から 6 カ月間は、終了日以前に積算されたポイントをご利用いただけます。

24 条 最新の印刷物・弊社インターネットホームページ上の規約

最新の印刷物・弊社インターネットホームページ (<https://www.amx.co.jp>) 上に記載された規約内容、および告知内容は、すべて今までの規約、および告知に優先するものとなります。

25 条 ポイントの返還

一度減算されたポイントは、特典航空券が使用されていない場合でも、再び会員に返還することはできません。但し、本規約にポイントの返還を認める旨が明記されている場合は、この限りではありません。

26 条 会員の死亡

みぞかポイント会員が死亡した場合、法定相続人は会員が取得していたポイントの譲渡を受けることができます。その際、要求者は、会員本人の死亡証明書と裁判所命令など、故人であるみぞかポイント会員のポイント相続権を有することを確かに証明する書類を提示する必要があります。

27 条 会員資格の取り消し

入会后、またはポイント失効後、12 カ月間連続してポイントの実績がなかった会員については、AMX は会員登録を抹消あるいは取り消すことができます。

28 条 特典航空券の売買・交換

特典航空券を売買・交換することはできません。また、特典航空券を金品に交換することは禁じられています。これらの違反行為を行った場合、または試みた場合、当該特典航空券は、失効あるいは取り消し処分となり、その分のポイントは返還されません。

29 条 不正行為

会員本人の身分証明あるいは会員との間柄を示す指定利用者の身分証明を提示するとしなにかかわらず、ポイントの積算や特典航空券の利用を申請する際に詐欺・詐称などの不正行為を行うことは、本規約に違反するものです。詐欺・詐称により、発行・発券された特典航空券、および減算されたポイントは全て無効となり、ポイントの返還はいたしません。さらに、ポイントの加算や特典航空券の利用に関し、このような不正行為がある場合は、AMX あるいは所轄官庁により、しかるべき行政処分あるいは法的処置を取ることがあります。その結果、当該会員に加算されているポイントを全て無効とする、または、会員登録の抹消、および将来にわたってみぞかポイント会員への再登録をお断りする場合があります。

30 条 会員資格の剥奪

会員が本規約に違反する場合、AMX は 3 カ月前に通知を行うことにより、以後いつでも会員登録を終了し、ポイントの抹消、会員からの損失を回収することができます。但し、会員が特典航空券を売買・交換、または試みた場合、詐欺・詐称などの不正行為を行い本規約に違反した場合、およびその他 AMX との信頼関係を著しく損なう行為などを行った場合には、事前通知の義務はないものとします。

31 条 個人情報の管理

AMX はみぞかポイント運営にあたり、会員から提出された会員の個人情報を重要なものと認識し、その取扱いについては細心の注意を払い、コンピュータで厳重に管理しています。この個人情報は、みぞかポイント向上目的の為に必要となる場合、本規約 30 条に該当する場合、または何らかの理由で会員に連絡をとる必要が生じた場合に利用されます。また、会員本人からの個人情報に関する問い合わせ・変更・削除については、みぞかポイント事務局にご連絡いただければ、合理的な範囲内で速やかに対応いたします。AMX が管理する個人情報は、法令等に基づき要請された場合を除き、第三者に提供又は開示いたしません。